

岩美町公共建築物等木材利用促進基本方針

平成24年3月21日

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材の目標、地元産木材(鳥取県東部産材、鳥取県内産材を含む。以下「地元産材」という。)の利用を促進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定めます。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義

岩美町が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深めます。

1 木材の利用促進の意義

木材は、再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木材産業など地域経済の活性化につながり、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環型社会の形成に役立ちます。

木材は、断熱性や調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りや木目の癒し効果、木肌のぬくもりが、快適な住環境の形成に役立つ素材です。また、木材は生産・加工時のエネルギー消費が小さく、公共建築物等への利用によって長期間にわたり炭素が貯蔵され、地球温暖化防止への貢献が期待できます。

2 公共建築物等における木材の利用促進の効果

公共建築物等は、広く地域住民に利用されることから、木の良さを実感する機会を幅広く提供でき、公共建築物等への木材利用による直接的な木材需要拡大の効果はもとより、住宅等の一般建築物や建築物以外の工作物の資材、各種木製品等への木材利用拡大への波及効果が期待できます。

特に地域内で生産・加工された木材の利用促進により、地域における森林管理や経済活動の活性化を促進できます。

第3 公共建築物等への木材の利用促進の目標

1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

木材の利用を促進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、鳥取県の指針に即して可能な限り地元産材の利用に努めます。

- (1) 岩美町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 机等の備品、消耗品
- (3) その他、公共の用に供する工作物等

2 木造化になじまない又は木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとします。

なお、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努めるものとします。

3 施策の具体的方向

次に掲げるとおり地元産木材の利用促進を図るものとします。

(1) 公共建築物

今後、本町が整備(新築・増築・改築)する低層の公共建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設)については、やむを得ない事由により木材の使用が適当でない認められる場合を除き、原則として木造とし、内装は木質化を促進するものとします。

なお、これ以外の施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を促進するものとします。

また、建築基準法等で耐火建築物・耐火構造が求められる公共建築物等でも、今後の技術開発など課題の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努めるものとします。

(2) 備品、消耗品

備品、消耗品は、木材を原料としたものの利用を促進するほか、認定グリーン商品の調達に努めるものとします。

第4 公共建築物等における木材利用促進に必要な事項

1 木材利用促進の要請

本町以外の者が整備する公共建築物等においても積極的に木材が利用されるよう、公共建築物等の整備主体に対し、木材利用促進に係る理解と協力を得るよう広く呼びかけます。

2 ライフサイクル等の考慮

公共建築物等の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、建設コストにとどまらず、その計画・設計等段階から、維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで木材利用に努めるものとします。

木造構造物、備品・消耗品、暖房器具等についても、購入や維持管理に係るコスト、木材利用の意義・効果を総合的に判断しながら、木材の利用に努めるものとします。

第5 木材の適正な供給確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用促進を図るためには、当該施設の建設に必要な木材が低コストで円滑に供給される必要があります。

このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業者、製材業者その他の木材供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業用機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた乾燥材等の適切な供給のための木材加工の高度化及び流通の合理化等を推進するものとします。

第6 推進体制

本町は、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行い、地域ぐるみによる地元産材の利用促進を目指すものとします。